

令和5年度第3回(7月)長泉町区長連絡協議会配布資料一覧

1 長寿介護課

- ① 高齢者生きがい対策事業費補助金の次年度以降要望について …資料No.1
【担当】花木(電話 055-989-5537)
- ② 令和5年度 区敬老事業実施に伴う対象者名簿の提供について …資料No.2
【担当】大嶋(電話 055-989-5537)
- ③ 生活支援体制整備事業について …資料No.3
【担当】野村(電話 055-989-5537)
- ④ ながいずみ社会資源ガイドブックの配布について …資料No.4
【担当】野村(電話 055-989-5537)

2 行政課

- コミュニティ施設整備事業等補助金の次年度以降要望について …資料No.5
【担当】栗田(電話 055-989-5500)

3 社会福祉協議会

- 令和5年度 共同募金並びに歳末たすけあい募金運動について …資料No.6
【担当】松田(電話 055-988-3920)

4 地域防災課

- 長泉町防災訓練の実施について …資料No.7
【担当】神山(電話 055-989-5505)

【区長連絡協議会事務局】

担当：行政課地域協働チーム 栗田

電話：055-989-5500 FAX：055-986-5905

E-mail：chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

長長介第 212 号
令和 5 年 7 月 21 日

区 長 各 位

長泉町長 池田 修
(公 印 省 略)

高齢者生きがい対策事業費補助金の次年度以降要望について (依頼)

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、町高齢者福祉事業に対しご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
さて、町では高齢者の福祉の増進を図るため、高齢者生きがい対策事業を実施する各区に対し補助金を交付しています。

つきましては、高齢者生きがい対策事業費補助金交付の要望について調査を行いますので、事業を予定している区は、事前に長寿介護課までご相談の上、別添の要望書のご提出をお願いいたします。

記

1 高齢者生きがい対策事業費補助金要望書

※令和 6 年度の要望については、見積書 (1 者) の写しを添付してください。

※補助対象事業、対象経費及び補助金の額については、別紙「長泉町高齢者生きがい対策事業費補助金申請について」を参照してください。

2 提出期限 令和 5 年 9 月 25 日 (月) まで

3 提出先 長寿介護課 高齢者支援チーム

担当

長泉町役場 長寿介護課

高齢者支援チーム 花木

電話 : 055-989-5537 (直通)

FAX : 055-989-5515

mail: kourei@town.nagaizumi.lg.jp

長泉町高齢者生きがい対策事業費補助金申請について

1 対象となる経費

補助の対象		補助額
事業区分	経費	
1 高齢者生きがいセンター設置事業	<p>新築(建替えを含む。)、増築により高齢者生きがいセンターを設置する事業に要する経費</p> <p>※本体工事にかかる費用のみ(併設の場合、高齢者生きがいセンター専用部分の延床面積の全体に対する割合で按分してください)</p>	<p>事業に要する経費から寄附金その他の収入金額を控除した額の <u>10分の10</u> (限度額 200 万円)</p>
2 高齢者生きがいセンター等運営事業	<p>高齢者生きがいセンター等(高齢者生きがいセンター、老人生きがいセンター、簡易老人憩の家)の運営に必要な備品の購入にかかる経費</p> <p>例) 机、パイプ椅子、座椅子、テーブル 等</p>	<p>事業に要する経費から寄附金その他の収入金額を控除した額の <u>10分の10</u> (限度額 100 万円)</p> <p>※交付制限 10 年</p>
3 高齢者生きがいづくり事業	<p>高齢者生きがいセンター等の施設又は区公民館等の施設(長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付要綱(昭和 59 年長泉町告示第 8 号)において、補助の対象となる施設をいう。)内において、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを目的として各区が行う事業について、次に掲げる備品の購入にかかる経費</p> <p>※対象となる備品は、下記に記載されている用品に限ります。</p> <p>(1)運動器具・スポーツ用品 トレーニングマシン、エクササイズボール、ストレッチポール、ストレッチマット、ボードゲーム、室内スポーツ(室内グラウンドゴルフ、輪投げ、玉入れ、ボウリング、ペタボード、ユニカール、フライングディスク、ディスコン、室内ペタンク、ファミリーバドミントン、スポーツ吹き矢、ダーツ)用品</p> <p>(2)レクリエーション用品 カラオケ機器、卓上ゲーム、音楽再生装置、アミューズメントマシン</p>	<p>事業に要する経費から寄附金その他の収入金額を控除した額の <u>4分の3</u> (限度額 20 万円)</p> <p>※交付制限 5 年</p>

2 申請にかかる注意点

(1) 共通

- ①町・県・団体等が交付する他の補助金の交付対象となるものは対象外とします。
- ②事業費の算出にあたっては、原則として見積合わせなどを行い、最も経済的なものを採用してください。
- ③事業については、年度内に完了し、実績報告書が提出できるよう、計画的に実施してください。
- ④当補助金については、予算の範囲内で行っています。補助事業を予定している区は、申請前に担当課へご相談ください。

(2) 事業区分2、3について

補助金の申請をした区は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の末日から起算して交付制限（事業区分2…10年、事業区分3…5年）の期間を経過する日まで、同じ事業区分の補助金を申請できませんのでご注意ください。（交付額が限度額に達していない場合でも同様です）

(3) 事業区分3について

- ①本事業は、利用者を地域における特定の組織やサークルの入会者に限らず、その地域に住む高齢者が広く利用できるものとしてください。
- ②本事業は、継続性、発展性、地域への還元性等が認められる事業としてください。
- ③申請時には、区の事業計画（様式任意）や利用者向けチラシ等、事業の内容や1年間の利用回数・利用人数見込みがわかる資料を添付してください。

3 申請・交付の流れ

申請書類を提出してください。

- ・交付申請書（様式第1号）、申請額算出内訳書（様式第2号）、事業計画書（様式第3号）、
収支予算書（様式第4号）
- ・添付書類（見積書、カタログ写し、工事仕様書等）

※見積書は2事業者以上ご用意ください。



交付決定後、町から「補助金決定通知書」を送付します。

区にて事業を実施（施設設置・備品購入）し、業者への支払いをしてください。



事業完了から30日以内（ただし交付決定を受けた年度末まで）に、次の書類を提出してください。

- ・実績報告書（様式第6号）、精算書（様式第2号）、事業実績書（様式第3号）、
収支決算書（様式第4号）
- ・添付書類（購入備品の写真、領収書の写し等）



交付確定後、町から「補助金交付確定通知書」を送付しますので、受け取ってから10日以内に「請求書（様式第7号）」を提出してください。



口座振込にて補助金を交付します。

4 高齢者生きがいセンターの設置運営について

別添の「長泉町高齢者生きがい対策事業費補助金 取扱について」により運営をお願いいたします。

5 交付の条件について

交付にあたっては、以下の事項が条件となりますのでご了承ください。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。
 - ①補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - ②補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - ③補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産は、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

6 報告

必要に応じて、町から高齢者生きがいセンター等及び備品の利用状況等についての報告を求められます。

担 当

長泉町役場 長寿介護課

高齢者支援チーム 花木

電話 055-989-5537

Fax 055-989-5515

長泉町高齢者生きがい対策事業費補助金 取扱について

第1条 高齢者生きがいセンターの設置運営について

- (1) 設置者は、施設の見やすい位置に「高齢者生きがいセンター」と表示すること。(すでに「簡易老人憩いの家」「老人生きがいセンター」の名称を使っている施設については、表示変更の必要はないものとする。)
- (2) 利用者は概ね 60 歳以上の者とし、特定の団体等に限定してはならない。なお、設置者の判断により、居住区以外の高齢者に利用させることは差支えない。
- (3) 長泉町高齢者生きがい対策事業費補助金の交付を受けて設置した施設及び備品については、材料費等必要な実費を徴収することを除き、利用料は原則として無料とする。
- (4) 特定の団体に属する者以外の高齢者も広く利用できる日を定期的に設けるよう努めること。

第2条 高齢者生きがいづくり対策事業について

長泉町高齢者生きがいづくり対策事業費補助金の交付を受けようとする者は、以下の条件を満たす事業を実施することとする。

- (1) コミュニティカフェ（地域の中で高齢者を含む住民が自由に通える居場所）を設置し、おおむね月 1 回以上実施すること。
- (2) 運動や認知症予防など、介護予防（高齢者が要介護状態になるのを防いだり、要介護状態の人の悪化防止、改善を図ること）に資する活動（例：「ひらめき！脳広場」等）をおおむね月 2 回以上実施すること。
なお、単に備品を施設内に置き、自由に使えるよう施設を開放することはこれに含まない。
- (3) (1)(2)の事業は組み合わせて行っても差支えないものとする（例：コミュニティカフェ開設時間内の一部の時間を使って介護予防活動を行う）。
- (4) 区がシニアクラブに委託して実施する場合、シニアクラブ会員以外の高齢者も利用しやすいよう、広く参加を募るなど配慮すること。
- (5) (2)の事業を行うために、長泉町長寿介護課が行う介護予防・日常生活支援総合事業を利用することができる。

高齢者生きがい対策事業費補助金 交付実績

令和5年6月30日時点

2 高齢者生きがいセンター等運営事業（交付制限：10年）

申請年度	区 名	交 付 制 限
H26	杉原、本宿、高田	R7. 3. 31 まで
H27	鮎壺	R8. 3. 31 まで
H28	原分、南一色	R9. 3. 31 まで
H29	—	R10. 3. 31 まで
H30	薄原上、元長窪、中土狩	R11. 3. 31 まで
R1	西、駿河平	R12. 3. 31 まで
R2	—	R13. 3. 31 まで
R3	—	R14. 3. 31 まで
R4	上土狩	R15. 3. 31 まで
R5	—	R16. 3. 31 まで

3 高齢者生きがいづくり事業（交付制限：5年）

申請年度	区 名	交 付 制 限
R1	原分	R7. 3. 31 まで
R2	三軒家、東区	R8. 3. 31 まで
R3	—	R9. 3. 31 まで
R4	原	R10. 3. 31 まで
R5	中土狩、鮎壺、新屋町中、上土狩、竹原（見込み）	R11. 3. 31 まで

この補助金は、平成26年度から補助区分が改正されました。

平成25年度(改正前)以前の申請については、交付制限はありません。

高齢者生きがい対策事業費補助金要望書

_____ 区 記入者（役職） _____（氏名） _____（電話 _____）

令和6～8年度に、高齢者生きがい対策事業費補助金交付の要望がある場合は、表中に事業経費（申請額ではありません）の予定額及び内容をお書きください。また、令和6年度の要望については、見積書（1者）の写しを添付してください。

記載上の注意

- ①事業区分2は、現在、高齢者生きがいセンター、簡易老人憩の家、老人生きがいセンターのいずれかを設置している区が補助対象となります。
- ②平成26年度以降、事業区分によっては交付の制限があり、一度交付を受けると、同じ事業区分の申請が一定期間できなくなっておりますのでご注意ください。

事業区分	上段：経費の額 下段：内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 高齢者生きがいセンター設置事業 ※交付の制限なし	円	円	円
2 高齢者生きがいセンター等運営事業 ※交付の制限 10年	円	円	円
3 高齢者生きがいづくり事業 ※交付の制限 5年	円	円	円

長長介第 213 号

令和 5 年 7 月 21 日

区 長 各 位

長泉町長 池田 修

令和 5 年度 区敬老事業実施に伴う対象者名簿の提供について

日頃より、高齢者支援事業に対しご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和 3 年度に各区へ周知させていただいておりますが、区の敬老事業実施に伴う対象者名簿の提供は、敬老事業の実施を目的に名簿を使用する区のみとしております。

名簿の提供を希望される場合は、下記の通りお申し込みください。

記

1. 名簿掲載者 町内在住の年齢 70 歳以上の高齢者
(昭和 29 年 4 月 1 日以前に生まれた方)
※対象者の抽出は、令和 5 年 8 月 1 日(火)時点で行います。
2. 申込方法 別紙申出書を長寿介護課へ提出
※敬老事業を実施することを確認できる資料(総会資料の写し等)を添付してください。
※申出書は令和 5 年 1 月 20 日の区長会引継ぎ資料とホームページにも掲載しています。
3. 申込期限 令和 5 年 8 月 10 日(木)

担当：長泉町役場 長寿介護課
高齢者支援チーム 大嶋
電話：055-989-5537

令和 年度 区 事業実施に伴う
長泉町敬老事業における敬老祝金及び敬老祝品対象者名簿提供依頼書

令和 年 月 日

長泉町長 様

申請者職 区長
氏 名

印

令和 年度 区 事業実施に伴い、長泉町敬老事業における敬老祝金及び敬老祝品対象者名簿を提供されるよう、関係書類を添えて依頼します。

長 長 介 第 214 号
令和 5 年 7 月 21 日

区 長 各 位

長泉町長寿介護課長

長泉町生活支援体制整備事業について

日ごろ、町の福祉事業にご理解、ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、町では、生活支援体制整備事業のもと、町、社会福祉協議会、地域包括支援センターが協働し、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めるため、小学校区ごとに「協議体」という組織をつくり、さまざまな住民同士の助け合い活動を行っています。

例えば、「ゴミ出し」や「話し相手」「散歩の付き添い」など、ちょっとした困りごとを支援する有償ボランティアのほか、居場所づくり、移動支援など、地域のニーズに根差した活動を展開しています。

つきましては、今後、より多くの方に協議体の活動を知っていただくため、各協議体より自治会の皆さまにチラシの回覧やポスターの掲示等のご協力をお願いする場合があります。ご多忙のところ恐れ入りますが、当事業の活動にご理解・ご協力をいただきますよう、よろしく申し上げます。

担当 長泉町役場 長寿介護課
高齢者支援チーム 野村
電話 055-989-5537



やまびこは、北小校区の大きな家族

やまびこの支え合いサービス

会員募集

長泉北小校区に
お住まいのみなさまへ

「お手伝いしたい」「手伝ってほしい」どちらの人も入会して
もっと暮らしやすい北小校区にしませんか？

困りごとがあればお電話を

入会のお申込み
困りごとの相談

080-9873-6543

困りごとは、人それぞれ違います。
「手伝ってもらえたらもっと暮らしやすくなるのに」
と思われていることを、声に出してみませんか。
一緒に、どうすれば良いか、考えましょう。

●まずは入会を●

支え合い(やまびこ)入会金 500円

支え合い活動を進める上で準備する書類の作成及び管理に
必要とする費用で、入会者全員に負担していただきます。

●料 金●

ゴミ出し 1回100円 (チケット1枚)

それ以外の作業 30分200円 (チケット2枚)

●支え合いチケット●

10枚綴り 1,000円

支え合いの流れ



困りごとの相談

コーディネート・派遣



お手伝い・チケット支払

チケット換金



安心して暮らせる

《身近にある困りごとの例》

ゴミ出し、ボタン付け、付き添い(買い物・散歩)、スマホ・タブレット(使い方)、読み聞かせ(新聞・本)、電球交換、水やり(30分以内)(花・植木)、冠婚葬祭(祝儀&香典袋名前記入)、代筆、移動支援(スーパー)、話し相手、安否確認・声掛け

※「やまびこ」は、長泉北小校区の生活支援体制整備事業により運営される、助け合いグループの名称です。
生活支援体制整備事業とは、だれもが、住み慣れた場所で、生きがいを持ちながら自分らしい生活を継続していくために、地域において、さまざまな生活支援や介護予防のサービスを様々な人々が連携しながら少しずつ補い合う、高齢者を支える地域づくり事業です。

やまびこ事務局
TEL / 080-9873-6543

長泉町社会福祉協議会ボランティアルーム内
活動日時 / 月曜～金曜 9時～12時
<https://nagaizumi.hp.peraichi.com/yamabiko>





長泉小学校区に お住まいのみなさまへ

あなたの日々の暮らしの

ちょっと
した

困りごと

私たちにお手伝いさせてください！

例えば...

1人で買い物
大変だなあ～



例えば...

おしゃべり
したいなあ～



例えば...

ゴミ出し、
お願い！



地域のサポーターが、あなたの「困りごと」を
お手伝いさせていただきます。
コーディネーター(係の者)がご自宅に伺い、
適切なサポーターを調整・派遣いたします。

サービスの詳細につきましては、
裏面をご確認ください。

主催:ながいずみ支えあいの会
ー チームつながりプロジェクト ー

※長泉町生活支援体制整備事業から生まれた有志の住民による有償ボランティア活動です。



“ありがとう” “おたがいさま” のこころでつながろう！

誰でも高齢になると、暮らしの中で大変だなあ、不安だなあと思うことが増えてきますね。この度、同じ地域の住民同士で「できること」を「できる範囲」でお手伝いさせてほしいとの思いで、この事業を立ち上げました。同じ地域に暮らすこの「ご縁」を大切に“ありがとう” “おたがいさま” のたすきを一緒につないでいきませんか？

チームつながりプロジェクト一同

支援の概要

利用できる方

★長泉小学校区にお住まいの高齢の方など、生活の中で困りごとがある方

対象となるサービス

- ゴミ出し
- 買い物や散歩の付き添い
- 軽度な作業(電球交換、日曜大工)
- 布団干し、取り込み
- 話し相手 など

対象としないサービス

- ✕ 車を使用する支援(送迎)
- ✕ お金を扱う支援(買い物代行)
- ✕ 1回に2時間を超える場合
- ✕ 事前にご依頼のなかったこと
- ✕ 自立した生活を妨げるおそれのあること

利用料

★30分200円(1時間400円、2時間800円) ※ゴミ出しは1回100円

サービスの流れ

①チームつながりプロジェクト事務局へご連絡ください。

電話 080-4965-1792

月～金 9:00～12:00

※祝日・年末年始(12/27-1/4)はお休み



②コーディネーター(係の者)がご自宅に伺います。

※初回のみ、利用会員登録手続きと登録料500円をお支払いください。

※サービス内容に応じて、サービスチケットをご購入ください。

(30分チケット5枚綴り1,000円、ゴミ出しチケット10枚綴り1,000円)



③適切なサポーターを調整し、サポーターがご自宅に伺います。



④サポート終了後、サポーターにサービスチケットを渡して、サービスは終了します。

「生活サポートあゆむ」よりお知らせ！！

仲間を募集中！

「生活サポート あゆむ」では

一緒に助け合いに参加してくれる

サポーターを募集しています

自分にできる事でだれかの
助けになりたいナ

詳しい活動内容が
知りたい

「困った時はお互い様」
の思いを伝えあいたい



=お問い合わせ先=

◆AYUMU 会長 小池友治

☎090-7867-8287

◆生活サポートあゆむ相談員 中村晴信

☎090-6333-1169

◆長泉町社会福祉協議会

☎055-988-3920

連絡お待ちしております。お気軽にどうぞ！

主催:AYUMU(南小学校区第2層協議体)



長泉南小学校区に
お住まいの皆さまへ

長泉町生活支援体制整備事業

「生活サポート あゆむ」 がスタートします

あなたの日々の暮らしの

ちょっとした困りごとを

私たちにお手伝いさせてください！



不要物の簡単な整理



分別されたゴミの運搬



買物や散歩の付添い



軽微な作業



ちょっとした修理



話し相手・相談相手

◆利用料・・・30分 200円 ※ゴミ出しは1回 100円

お問い合わせ先

電話 090-6333-1169

生活サポートあゆむ 相談員：中村晴信

生活サポートあゆむ（チームつながりプロジェクト）

長泉町生活支援体制整備事業から生まれた有志の住民による有償ボランティア活動です。

協賛  社会福祉法人 長泉町社会福祉協議会

長長介第 215 号
令和 5 年 7 月 21 日

区 長 各 位

長泉町長寿介護課長

「ながいずみ社会資源ガイドブック」の配布について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、町高齢者福祉事業に対しご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
区長様におかれましては、標記ガイドブックの作成にあたり、昨年の調査票の提出及び原稿の校正につきまして、ご協力を賜りありがとうございました。

この度、高齢者の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域における社会資源（生活する上で生じる問題の解決を担う制度やサービス）の情報を集めたガイドブックが完成いたしましたので、配布させていただきます。

不足がある場合は、下記担当までご連絡ください。

記

1 ながいずみ社会資源ガイドブック 1 冊

※ガイドブックは、町のホームページからもダウンロードが可能です。

※別途、広報配布ご担当者様宛に 3 部ずつ配布いたします。（8 月 1 日号と同時に配布予定）区民の方に自由にご覧いただけるよう公民館等に配架いただきますようお願いいたします。

担 当：長泉町役場長寿介護課
高齢者支援チーム 野村
電 話：0 5 5 - 9 8 9 - 5 5 3 7

長行政第 147 号
令和 5 年 7 月 21 日

区 長 各 位

長泉町長 池田 修
(公 印 省 略)

コミュニティ施設整備事業等補助金の次年度以降要望について (依頼)

日頃、町行政の推進につきましてご理解とご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、町では地域の振興を図るため、コミュニティ施設整備事業を実施する各区に対して補助金を交付しています。

新年度の予算編成にあたり、各区での 3 箇年の事業計画を把握する必要がありますので、下記期限までに別紙の要望書を提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、次年度の事業については、算定根拠 (見積書の写し 1 者) を添付してください。

記

1 補助対象事業等

別紙の要綱と取扱い基準を参照してください。

2 提出期限

令和 5 年 9 月 25 日 (月) ※要望がない場合は提出不要です。

3 提出先

行政課地域協働チーム

担 当 : 行政課地域協働チーム 栗田
電 話 : 055-989-5500
F A X : 055-986-5905
E-mail : chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付要綱（取扱い基準）R5.4.1～

補助の対象		取 決 め 等
事業の区分	経費の区分	
1. 区公民館施設整備事業	(1)新築・増築	新築、増築、既存施設の改築
	(2)改 修	① 内外装等の改修 【補助対象】 内部改修工事、外壁塗装、防錆塗装、防水工事、ビニルクロス張替、給排水工事、白蟻予防 等 【補助対象外】 外構工事、電球・蛍光灯等の消耗品類の交換、公民館の改修のうち、管理人のみ(管理人室等)が使用する場所の改修工事 等
		② 消防設備の改善 【補助対象】 非常灯改修、防災（難燃性）カーテン設置
		③ ユニバーサルデザインへの対応 【補助対象】 手摺設置、スロープ設置、開き戸から引き戸への改修、和式便器から洋式便器への改修、車椅子対応トイレへの改修、室内の段差解消
	④ 耐震補強 【補助対象】 耐震補強工事のみ（耐震診断に基づき補強する工事に限る。） 【補助対象外】 耐震診断、耐震補強計画	
	(3)敷 地	区公民館用地の購入
2. 区放送施設整備事業	(1)新築・改修	区放送設備の新設、改修 【補助対象】 放送柱、スピーカー、配線、アンプの設置・改修 等 【補助対象外】 メガホン、簡易（携帯用）放送設備
	(2)放送柱の移設を伴う改修	地主などの第3者から急遽放送柱の移設を要請された場合など、あらかじめ放送柱の移設を想定することが困難な場合に限り、事業費の10分の10以内で50万円を限度として補助 【必要書類】 地主からの要請書や土地登記簿謄本等、その事実を客観的に証明できる書類 【(1)新築・改修の補助対象となる事業】 計画的に放送柱を移設する場合は、「(1)新築・改修」の対象事業とし、事業費5万円以上のものに2分の1以内の補助

3. 複写機購入事業	(1)新設・買替	複写機（コピー機）の購入は、区公民館1箇所につき1台、各区2台までを補助対象 【補助対象】 複写機（コピー機）本体の購入 【補助対象外】 複写機（コピー機）のリース契約
4. 公共用電話架設事業	(1)新設	固定電話設置
5. テレビ整備事業	(1)新設・買替	テレビの購入は、区公民館1箇所につき1台、各区2台までを補助対象 【補助対象】 テレビ本体の購入のみ 【補助対象外】 テレビラック、アンテナ工事、配線工事
6. 映像再生装置整備事業	(1)新設・買替	映像再生装置（ビデオ、DVD、ブルーレイ、プロジェクター）の購入は、区公民館1箇所につき1台、各区2台までを補助対象 【補助対象】 映像再生装置（DVDプレーヤー等）の購入のみ
7. エアコン整備事業	(1)新設・買替・修繕	【補助対象】 公民館に設置するエアコン
8. パソコン等整備事業	(1)新設・買替	【補助対象】 パソコン、ディスプレイの購入 ※パソコン購入時のみプリンター購入も補助対象 【補助対象外】 パソコンラック、パソコン用ソフト、ケーブル類
9. 屋外掲示板整備事業	(1)新設・買替	【補助対象】 屋外に設置する掲示板の整備

※3, 5, 6, 7, 8 の買替は5年以上のものとし、9 の買替は10年以上のものとする。

○長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付要綱

(昭和 59 年 3 月 29 日告示第 8 号)

改正 昭和 60 年 10 月 1 日告示第 42 号 昭和 61 年 9 月 11 日告示第 46 号
平成 2 年 3 月 30 日告示第 12 号 平成 2 年 9 月 29 日告示第 38 号
平成 6 年 9 月 26 日告示第 72 号 平成 13 年 12 月 11 日告示第 75 号
平成 20 年 2 月 28 日告示第 25 号 平成 22 年 1 月 28 日告示第 3 号
平成 26 年 8 月 29 日告示第 53 号

第 1 趣旨

町長は、地域の振興を図るため、コミュニティ施設整備事業等を実施する各区
に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関して
は、長泉町補助金等交付規則(昭和 54 年長泉町規則第 10 号)及びこの要綱の定め
るところによる。

第 2 補助の対象、補助率等

別表第 1 のとおりとする。

第 3 交付の申請

提出書類 各 1 部

長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付申請書(様式第 1 号)

事業計画書(様式第 2 号)

第 4 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項の一つに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けな
ければならないこと。

ア 補助事業に要する事業費の 20 パーセントを超える変更をしようとする場合

イ 補助事業の事業量の 20 パーセントを超える変更をしようとする場合

(2) 補助事業により取得し、又は効力の増加した財産については、町長の承認を
受けずに補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は
担保に供してはならないこと。

(3) 町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、
その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。

(4) 補助事業により取得し、又は効力の増加した財産については、事業の完了後
においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を
図らなければならないこと。

(5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれ
らの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しておかなけれ
ばならないこと。

第 5 変更承認申請書

提出書類 1 部

事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第 3 号)

第 6 実績報告

(1) 提出書類 各 1 部

実績報告書(様式第 4 号)

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して 30 日以内

第7 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第5号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書受領後10日以内

別表第1 (第2関係)

補助の対象		補助率等
事業の区分	経費の区分	
1 区公民館 施設整備事 業	(1) 新築(建替え を含む)・増築	事業費(別表2に定めるものを除く)の2分の1以内。ただし、3,000万円を限度とする。
	(2) 改修	事業費20万円以上のものに対し事業費の2分の1以内。ただし、300万円(3年間通算)を限度とする。
		消防法(昭和23年法律第186号)に適合する消防設備に改善するものに対し事業費の2分の1以内
		事業費20万円を超えるユニバーサルデザインへの対応のために改修するものに対し事業費の4分の3以内。ただし、300万円を限度とする。
(3) 敷地	耐震診断に基づき補強するもの(既存建築物に限る。)に対し事業費の4分の3以内。ただし、1,000万円を限度とする。	
		別表第3に定める基準面積に標準単価を乗じた額の2分の1以内
2 区放送施 設整備事業	(1) 新築・改修	事業費5万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。ただし、放送柱の移設を伴う改修は除く。
	(2) 放送柱の移設 を伴う改修	事業費の10分の10以内。ただし、50万円を限度とする。
3 複写機購 入事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、1台につき20万円を限度とする。なお、区公民館1箇所につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。
4 公共用電 話架設事業	新設	事業費の2分の1以内。ただし、5万円を限度とする。
5 テレビ整 備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、1台につき10万円を限度とする。なお、区公民館1箇所につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。

6 映像再生装置整備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、1台につき10万円を限度とする。なお、区公民館1箇所につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。
7 エアコン整備事業	新設・買替・修繕	事業費5万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。なお、買替は5年以上のものとする。
8 パソコン等整備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、10万円を限度とする。なお、各区につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。
9 屋外掲示板整備事業	新設・買替	事業費10万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。なお、買替は10年以上のものとする。

備考

- 1 補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数額は切り捨てるものとする。
- 2 既存建築物とは、昭和56年5月31日以前に建築され、又は同日において工事中であった建築物をいう。
- 3 耐震補強するための耐震診断及び補強後の耐震性の評価は、平成18年1月25日国土交通省告示第184号による方法（国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む。）とし、木造以外の既存建築物にあつては、静岡県耐震診断指標値（以下、E tという。）を用いた耐震性能の評価であること。
- 4 木造の既存建築物にあつては、耐震診断によって耐震評点が1.0未満と診断され、耐震補強工事を行った後に、耐震評点が1.0以上となる当該耐震補強工事に要する費用を事業費とする。
- 5 木造以外の既存建築物にあつては、耐震補強工事を行った後の耐震評点が、各階の構造耐震指標/E t \geq 1.0となる耐震補強工事に要する費用を事業費とする。
- 6 耐震補強工事に基づく補助金の交付を受けようとする者は、第3に定めるもののほか、建築時期を明らかにする書類、耐震診断結果報告書、耐震補強計画書を町長に提出するものとする。
- 7 耐震補強工事に基づく補助金の交付決定を受けた者は、第6に定めるもののほか、施行箇所ごとの着工前、着工中及び完了時の写真、静岡県耐震診断補強相談士を証するものを町長に提出するものとする。

別表第 2（別表第 1 関係）

補助対象外経費
(1) 用地造成費
(2) 解体撤去費
(3) 外構工事費
(4) 設計費及び測量試験費
(5) 事務費

別表第 3（別表第 1 関係）

世帯数	基準面積
100 未満世帯	200 平方メートル
100～ 199 世帯	300 平方メートル
200～ 299 世帯	360 平方メートル
300～ 399 世帯	400 平方メートル
400～ 499 世帯	460 平方メートル
500～ 599 世帯	500 平方メートル
600～ 699 世帯	560 平方メートル
700～ 799 世帯	600 平方メートル
800 以上	660 平方メートル

備考

- 1 世帯数は、交付申請書提出日の属する月の初日において、長泉町の住民基本台帳に記録されている数とする。
- 2 1 平方メートル当たりの標準単価は、当該土地の固定資産評価額を基準として町長が定める。ただし、当該土地が宅地以外の土地である場合は、近傍類似の宅地の評価額を基準とする。
- 3 敷地拡張の場合は、在来分と合わせた面積が基準面積を上回る場合、当該上回る面積は補助対象としない。
- 4 取得面積が別表第 3 に定める基準面積を下回る場合は、当該取得面積を基準面積とする。

長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金要望書

補助の対象		補助率等	年度別補助金要望額			公民館将来計画
事業の区分	経費の区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
1 区公民館施設整備事業	(1)新築(建替えを含む。)・増築	事業費(別表に定めるものを除く)の2分の1以内。ただし、3,000万円を限度とする。	千円	千円	千円	予定年度 令和 年度 予定規模等 m ² 程度 事業区分 新築・増築 その他() 敷地の確保 済・未了
	(2)改修	事業費20万円を超えるものに対し事業費の2分の1以内。ただし、300万円(3年間通算)を限度とする。	千円	千円	千円	
		消防法に適合する消防設備に改善するものに対し事業費の2分の1以内	千円	千円	千円	
		事業費20万円を超えるユニバーサルデザインへの対応のために改修するものに対し事業費の4分の3以内。ただし、300万円を限度とする。	千円	千円	千円	
		耐震診断に基づき補強するもの(既存建築物に限る。)に対し事業費の4分の3以内。ただし、1,000万円を限度とする。	千円	千円	千円	
(3)敷地	別表に定める基準面積に標準単価を乗じた額の2分の1以内	千円	千円	千円		
2 区放送施設整備事業	(1)新設・改修	事業費5万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。ただし、放送柱の移設を伴う改修を除く。	千円	千円	千円	長泉町コミュニティ施設整備等補助事業について、左記のとおり計画があるので報告します。 令和 年 月 日 長泉町長 様 _____ 区 区長名 区長印
	(2)放送柱の移設を伴う改修	事業費の10分の10以内。ただし、50万円を限度とする。	千円	千円	千円	
3 複写機購入事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、1台につき20万円を限度とする。なお、区公民館1箇所につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。	千円	千円	千円	
4 公共用電話架設事業	新設	事業費の2分の1以内。ただし、5万円を限度とする。	千円	千円	千円	
5 テレビ整備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、1台につき10万円を限度とする。なお、区公民館1箇所につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。	千円	千円	千円	
6 映像再生装置整備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、1台につき10万円を限度とする。なお、区公民館1箇所につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。	千円	千円	千円	
7 エアコン整備事業	新設・買替 修繕	事業費5万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。なお、買替は5年以上のものとする。	千円	千円	千円	
8 パソコン等整備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、10万円を限度とする。なお、各区につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。	千円	千円	千円	
9 屋外掲示板整備事業	新設・買替	事業費10万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。なお、買替は10年以上のものとする。	千円	千円	千円	

※次年度の要望事業は、必ず算定根拠(見積書の写し等)を添付してください。

※記入方法等の詳細は裏面をご確認ください。

記入方法等

1. 年度別補助金要望額欄に該当年度別に補助金額を記入（補助金額は、総事業費に補助率を乗じた額とし、千円未満は切り捨てる。ただし、限度額の範囲内とする。）

例1. 区公民館施設整備事業（改修）総事業費 124 万円の場合。

計算式 124 万円 × 1/2 = 62 万円

補助金額 62 万円

例2. 区放送施設整備事業 総事業費 84 万 5 千円の場合。

計算式 84 万 5 千円 × 1/2 = 42 万 2 千 5 百円（千円未満切捨て）

補助金額 42 万 2 千円

例3. 複写機購入事業 総事業費 50 万円

計算式 50 万円 × 1/2 = 25 万円

補助金額 20 万円（20 万円限度）

例4. 公共用電話架設事業 総事業費 8 万円（5 万円限度）

計算式 8 万円 × 1/2 = 4 万円

補助金額 4 万円

2. 令和5年9月25日（月）までに行政課行政情報チームへ提出願います。

3. 次年度の予算要望の資料となります。新年度予算確定後に要望書を提出しても原則として補助対象事業として採択することはできませんので、区役員等で十分検討してください。

4. 区公民館の新築、増築事業等の計画が区内で検討されている場合は、時期、規模等についての概要を上記の期間にかかわらず、上記の公民館将来計画欄に記入してください。

5. 次年度の事業要望をする際は、必ず事業費を確認できる書類（見積書等）を添付してください。また、次年度の区長へ確実に引き継いでください。

注）本調査は新年度予算を確保するために実施していますので、新年度に改めて申請書を提出していただかないと補助事業として正式に決定することができません。

なお、申請する際は、必ず見積書を2者以上から徴し、その中の最も安価な金額で申請をしていただきます。

長 共 募 第 3 号
令 和 5 年 7 月 21 日

区 長 各 位

長泉町共同募金委員会
会長 芹澤 和代

令和5年度共同募金並びに歳末たすけあい募金運動について（ご依頼）

日頃、赤い羽根共同募金運動の推進につきましては、区長様をはじめ区民の皆様のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も10月1日～12月31日の間において、全国一斉の募金運動が予定されています。つきましては、ご多忙のところ恐縮に存じますが、運動の推進と募金活動につきましてご協力を賜りたく、下記のとおりお願い申し上げます。

記

1 お願いする事項

区長様 班長様を通じて各世帯への募金協力依頼、区募金の集計ならびに郵便局窓口にてお振込みもしくは社会福祉協議会（または役場福祉保険課）への納入
班長様 各世帯への募金依頼、赤い羽根門標シールの配布
班募金の集計及び区への納入

2 各世帯への協力をお願い

各世帯のご協力をお願いするため、9月1日発行の広報ながいずみ（全世帯配布）に共同募金運動へのお願いのチラシを折り込み配布させていただきます。

3 募金の目安額

募金の内訳として、一般募金（300円）・歳末たすけあい募金（200円）を目安に一世帯あたり500円のご協力をお願いします。

4 募金納入方法

募金の納入は、**11月10日（金）までに**郵便局窓口でのお振込み、もしくは区単位で福祉会館（社会福祉協議会）又は役場福祉保険課（北館）の窓口へ納入願います。

なお、郵便局窓口振込の場合は、資材に同封されている社協宛返信用封筒に区募金集計表をいれて投函してください。

※区募金集計表のコピーが必要な場合は、あらかじめ集計表をコピーして区長様のお手元に残るようご手配ください。

5 募金資材について

募金運動用資材は、班別の封筒に入れて9月1日（金）に広報紙配布所へお届けします。別の場所（区長宅等）へのお届けをご希望の場合は、下記連絡先へ8月16日（水）までにお知らせください。

なお、配布する資材数は4月当初の班別戸数をもとに多少の予備を追加していますが、班の戸数に大幅な変動がある場合は下記担当までご連絡下さい。

【配布予定資材】

区長様用封筒

- ・募金ご協力のお願い文書
- ・区募金集計表
- ・振込取扱票（ゆうちょ銀行）
- ・班長様あて配布資材の見本
- ・啓発ポスター
- ・赤い羽根門標シールの予備
- ・折り込みチラシ

班長様用封筒

- ・募金ご協力のお願い文書
- ・区長・班長連絡表（班長→区長への募金報告様式）
- ・赤い羽根門標シール
- ・折り込みチラシ

6 収納手順

収納手順は、おおむね次のとおりとなります。

時 期	内 容
9/1	募集資機材配布（指定の場所に当会よりお届けします） 広報ながいずみに募金協力依頼のチラシを折り込みます
10/1～	募金の収納 一般募金300円、歳末たすけあい募金200円、1世帯500円を目安に協力お願いします ※区費等一括納入の場合、強制と捉われないように事前に意思確認をお願いします
11/10	県共同募金会の集計の都合上、11月10日までに送金をお願いします 振込取扱票を用いて郵便局窓口で振り込みをお願いします。 区募金集計表を社協宛返信用封筒に入れ当会まで返送してください。

7 参考資料

「配布資材」

「長泉町における共同募金運動の概要」

「令和4年度赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金納入一覧表」

長泉町共同募金委員会 社長 長泉町社会福祉協議会
担当：松田・前田 ☎ 988-3920

【配布資材】 9月1日(金)に区指定場所へお届けします

●郵便振込取扱票

一般募金、歳末たすけあい募金の合計額をご記入ください。

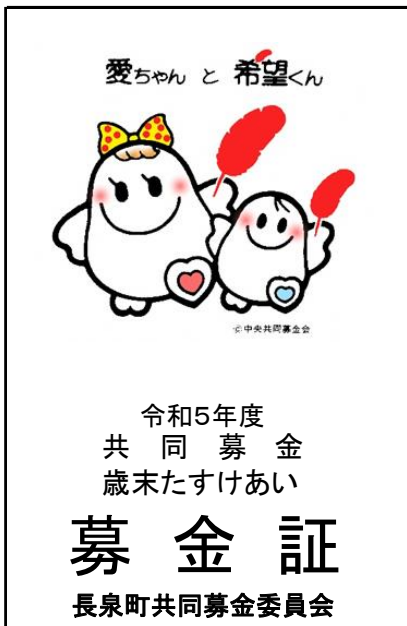
地区名、代表者様のご住所・お名前・電話番号をご記入ください。10万円を超える場合は窓口へ行く方のご住所、お名前等の記入をお願いします。なお、10万円を超える場合は写真付き身分証明書の提示を求められますのでご用意ください。

種別ごとの募金額をご記入ください

太枠の部分が受領証となります

※郵便局窓口にてお振込み願います(ATMでは受付できません)

●赤い羽根門標シール



こちらが原寸サイズとなります
10枚1シートです

お忙しい中、共同募金のとりまとめにご協力いただきまして誠にありがとうございます。募金は強制ではありませんので、区民の皆様の意志を尊重した上でのとりまとめをお願いいたします。



《区長・班長連絡票》

班長控え

赤い羽根
共同募金

班長⇒区長

区 班

区 分	世帯数	金 額 (円)
共同募金		
歳末たすけあい募金		
合 計		

この連絡表は班長様用封筒に入れて配布いたします

提出用

赤い羽根
共同募金

班長⇒区長

区 班

区 分	世帯数	金 額 (円)
共同募金		
歳末たすけあい募金		
合 計		

長泉町における共同募金運動の概要

赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金（一般募金）は、「地域福祉の推進」を目的として、静岡県共同募金会が主体となり、毎年10月から12月までを期間として、県下市町の共同募金委員会（社会福祉協議会事務局）により募金活動が行われています。

なお、長泉町共同募金委員会は、多くの町民の皆様のご協力をいただくため、次のような募金活動を行っています。

①戸別募金

各自治会のご協力による、世帯を単位とした募金活動

②街頭募金

社協役員、町内小中学校、高校の児童生徒のご協力による街頭募金活動

③法人募金

民生委員・児童委員のご協力による、町内企業、商店等を対象の募金活動

④学校募金

町内小中学校、高校内での募金活動

⑤職域募金

町内事業所内での募金活動

⑥募金箱の設置

町内公共施設、郵便局、店舗などに募金箱を設置いただく募金活動

また、皆様から寄せられた募金は、県下の社会福祉施設や地域福祉活動を進めるボランティア団体等への助成をはじめ、災害支援などにも活用されているほか、静岡県共同募金会を通じて各市町へ配分され、地域福祉活動に活用されており、長泉町では、生活困窮者等食料支援パックや新入学児童入学祝贈呈事業(黄色い帽子)の事業に使われているほか、町内の各小中高校における福祉学習など、地域の様々な福祉活動にも募金が有効に活用されています。

歳末たすけあい募金

歳末たすけあい募金は、「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに、経済的支援が必要な方の実情にあった援助を目的として、毎年末に行われる募金活動ですが、長泉町では赤い羽根共同募金と一体で募金活動を行っています。

また、皆様から寄せられた募金は、民生委員・児童委員の皆様のご協力のもと、寝たきり高齢者や低所得世帯を訪問して、見舞金として直接お届けするなどし、活用させていただきます。

○長泉町内における令和4年度募金実績

- ・赤い羽根共同募金 4,572,359 円
（うち、戸別募金 3,753,400 円）
- ・歳末たすけあい募金 2,504,498 円
（うち、戸別募金 2,504,000 円）
- 合計 7,076,857 円
（うち、戸別募金 6,257,400 円）

○募金配分金による令和4年度長泉町事業実績

①赤い羽根共同募金助成金事業 4,770,812 円

- ・福祉教育実践校事業
- ・小地域福祉活動推進事業
- ・視覚障害者情報提供事業
- ・災害ボランティア啓発事業
- ・車椅子貸出事業
- ・募金啓発 POP 制作
- ・子どもの居場所づくり事業
- ・子どもの季節行事支援事業（ひなまつり）
- ・ひとり暮らし高齢者支援「メッセージ配布」
- ・生活困窮者等食料支援パック
- ・新入学児童入学祝贈呈事業（黄色い帽子）
- ・生活困窮者世帯入学祝い金贈呈事業
- ・緊急通報システム「福祉電話」設置事業
- ・広報発行事業

②歳末たすけあい募金助成金事業 1,844,319 円

- ・低所得・要保護世帯への見舞金贈呈
- ・低所得の高齢者・障がい者世帯への見舞金贈呈
- ・障がい者団体への活動費助成

合計事業費 6,615,131 円

※令和4年度は、令和3年度に続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響で、ひとり親家庭親子交流事業は昨年度同様中止し、代替事業として、学習支援事業、長泉町母子寡婦福祉会との連携等から、家庭において季節行事を体験したことがないひとり親世帯の子どもが存在を把握することができたため、子どもの季節行事支援事業（ひなまつり）を行いました。

歳末たすけあい募金助成事業については、申請要件や周知方法の見舞金の贈呈額についてコロナ禍における見直しを図りました。また、贈呈世帯の要件確認については行政協力をいただき、必要な方に必要な支援が届くように努めました。

また、歳末に地域福祉活動を行う団体に対する活動費助成を社協だよりにて周知したところ申請が2件あり活動費用を助成しています。

また、地域福祉教育の視点から、福祉教育実践校事業対象校に、赤い羽根共同募金講話と併せ募金箱ポップづくりを行いました。

皆さまのご協力、よろしくお願いいたします。

○令和5年度赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金目標予定額

・赤い羽根共同募金	4,350,000円
・歳末たすけあい募金	2,470,000円
合計	6,820,000円

令和4年度 赤い羽根共同募金 戸別募金 実績

区名	赤い羽根共同募金		歳末たすけあい募金		合計
	世帯数	金額	世帯数	金額	
元長窪	208	62,400	208	41,600	104,000
上長窪	177	53,100	177	35,400	88,500
屋代住宅	86	25,800	86	17,200	43,000
八分平	4	1,200	4	800	2,000
下長窪	815	244,500	823	164,600	409,100
池田	278	83,400	278	55,600	139,000
尾尻住宅	56	16,800	56	11,200	28,000
谷津	75	22,500	75	15,000	37,500
駿河平	261	78,300	264	52,800	131,100
南一色	620	186,000	620	124,000	310,000
東ベ南一色	14	4,200	14	2,800	7,000
納米里	1,329	398,700	1,330	266,000	664,700
上土狩	980	294,000	980	196,000	490,000
惣ヶ原	63	18,900	63	12,600	31,500
エンゼル	68	20,400	68	13,600	34,000
中土狩	1,697	509,100	1,697	339,400	848,500
シャリエ中土狩	185	55,400	185	37,100	92,500
荻素	127	38,100	127	25,400	63,500
新屋町上	127	38,100	127	25,400	63,500
新屋町中	74	22,200	74	14,800	37,000
新屋町下	250	80,000	250	52,500	132,500
鮎壺	402	120,600	401	80,200	200,800
シャルマン	131	39,300	131	26,200	65,500
駅上	93	27,900	93	18,600	46,500
駅中	56	16,800	56	11,200	28,000
駅下	123	36,900	123	24,600	61,500
薄原上	104	31,200	104	20,800	52,000
薄原上	22	6,600	22	4,400	11,000
薄原下	151	45,300	151	30,200	75,500
シャリエ南	60	18,000	60	12,000	30,000
シャリエ東	80	24,000	80	16,000	40,000
西	338	101,400	338	67,600	169,000
原	113	33,900	113	22,600	56,500
東	317	95,100	317	63,400	158,500
三軒家	384	115,200	384	76,800	192,000
エンゼル西	62	18,600	62	12,400	31,000
グランツ	157	47,100	157	31,400	78,500
杉原	60	18,000	61	12,200	30,200
原分	341	102,300	341	68,200	170,500
高田	64	19,200	64	12,800	32,000
竹原	1,200	360,000	1,200	240,000	600,000
シャルマン竹原	96	28,800	96	19,200	48,000
本宿	647	194,100	647	129,400	323,500
	12495	3,753,400	12507	2,504,000	6,257,400

・・郵便局取扱い(県共募直納)

長地防 第 46号
令和5年7月21日

区長 各位

長泉町地域防災課長

令和5年度 長泉町防災訓練の実施について（お知らせ）

盛夏の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日ごろ、当町における防災行政に対しまして、格別なるご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、年中行事として実施されてきました総合防災訓練ですが、ここ数年は、新型コロナウイルス感染症防止対策により、訓練の自粛や参加者を制限するなど十分な訓練を実施することができませんでした。今年度については、特段、制限を設けることなく、自主防災会連合会が主体となって、町（災害対策本部）と各自主防災会が連携した訓練の計画が進められています。

先般、自主防災会連合会会長会議（全体会）が開催され、総合防災訓練の詳細について打ち合わせが行われましたが、特に小中学生など若年層に対する訓練への関わりが課題となっておりましたので、是非とも訓練を通じて地域の方々とコミュニケーションが図れる環境づくりにご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

当日は、猛暑の中での訓練になることが想定されますが、水分補給や休憩時間を適宜、設けるなどして訓練を実施いただきますよう併せてお願い申し上げます。

なお、上記内容については、自主防災会連合会会長会議においてご案内をさせていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

（連絡先）

長泉町地域防災課

担 当：神山

電 話：055-989-5505

FAX：055-989-5656

令和 5 年度長泉町総合防災訓練について

(地域防災課)

1 訓練目的

南海トラフを震源とした巨大地震が発生した際には、広範囲での甚大な被害が想定されており、長泉町では町内各所で同時多発的に火災や建物倒壊、土砂崩れ等の被害の発生が見込まれている。

そのため、静岡県第 4 次地震被害想定(長泉町内の被害状況)に基づき、発災直後の実施事項等について検証し、情報の収集から災害対応等までの迅速且つ的確な対応を可能とすることを目的とする。

2 地震想定

駿河湾から遠州灘を震源域とするマグニチュード 9.0 の地震が発生し、長泉町で最大震度 6 強の揺れを観測(午前 8 時 30 分 地震発生)。

町内各地で建物被害や人的被害が発生している。

3 実施日

令和 5 年 8 月 27 日(日) 午前 8 時 30 分から正午

4 参加機関

町(全職員)、消防署、消防団、単位自主防災会(町民)等

5 訓練想定

- (1) 平日の執務時間中を想定し、**突発的**に地震が発生したこととする。
- (2) 庁舎内及びその他施設では、来庁者等がいることとする。
- (3) 教育施設等には、園児、児童、生徒が施設内にいることとする。

6 訓練内容

- (1) 災害対策本部運営訓練
大規模災害時における各種情報に基づく状況付与対処訓練(県東部地域局協力)
- (2) 広域避難場所開設訓練
配備職員による避難場所開設及び安否確認報告等(各自主防災会)本部への情報伝達訓練
- (3) 災害時の事務分掌に基づく個別訓練
各所属において「災害対策本部運営規則災害対策本部組織事務分掌」に基づく個別訓練
※各課において訓練を計画し予め所属部長の決裁を得て実施すること。

7 防災関係機関

- ・消防署、消防団
消防署と消防団が連携した火災想定訓練
- ・各単位自主防災会(町民)
安否確認訓練及び広域避難場所を經由した災害対策本部への情報伝達訓練

【当日の時間の流れ】

時間	自主防災会	町
⇒ 8:30 発災後	◇ 地震発生（マグニチュード9.0、震源域：駿河湾～遠州灘） （サイレンの吹鳴、同報無線による放送を行います） ○ 各区それぞれ訓練を開始 （本部立ち上げ、安否確認を含む）	○ 避難所開設に向けた職員の配備開始 避難所開設時に無線による開設報告 町職員による対応
⇒ 9:30 発災後 1時間経過	◇ 学校施設、周辺被害情報の収集 ○ 各区による訓練の実施 （安否確認訓練及び独自の訓練）	○ 被害情報の収集、調査等 町職員による対応
⇒ 10:30 発災後 2時間経過	◇ 自主防災会安否確認情報の収集（広域避難場所） ※ 訓練内容(2) 広域避難場所開設訓練に該当 各自主防災会による安否確認の結果を広域避難場所に配備した町職員へ報告をしていただき、別途地域防災課から自主防災会長へ提示する被災想定を配備職員へあわせて報告していただき、その情報を町災害対策本部へ正確に伝達する訓練を行います。10:30までに、ご報告をお願いいたします。 自主防災会と町の 連携訓練となります。 ●●●安否確認作業の目的は…●●● 安否確認作業の目的は、無事や安全の確認とともに、災害発生時に自宅内で発生した事故などに見舞われた方を早期に発見し、救出及び安全な環境を確保するための取り組みです。 救出救助が必要な方が発生した場合、救急要請(119番通報)を行うとともに、近隣の方と協力して救助をお願いいたします。	
⇒ 11:30 発災後 3時間経過	◇ 避難者及び広域避難場所の状況報告 ○ 各区の実情に合わせて、訓練を行ってください。	○ 避難場所配備職員により、現地の状況を町災害対策本部へ報告します。 町職員による対応
⇒ 11:45 訓練終了見込	◇ 訓練終了見込み ○ 各区の実情に合わせて、終了してください。	○ 町災害対策本部からの閉鎖指示により広域避難場所を閉鎖します。 町職員による対応

<<お知らせ>>

- (1) 消火栓を利用した放水訓練を実施する場合、町上下水道サービスセンターへお手続きをお願いいたします。
- (2) 気温の上昇が予想されますので、熱中症対策をお願いいたします。